

子どもにやさしいまちづくりと子ども条例について考える

荒牧直人（山梨学院大学法科大学院）

はじめに

・「被災地」において、「復興の過程」で、「子どもにやさしいまち」を推進する、そのための基本的な枠組みとしての条例を策定する意味と意義、そして考え方と進め方を検討するにあたって

I 子どもにやさしいまちづくりの意味と内容

1 子ども支援と「子どもにやさしいまち」づくり

→子どもがダメ、親・家庭がダメ、学校・教職員がダメ、地域がダメというような視点と対応を離れて、子どもが共に（と共に）育つ人間関係、環境一まちもづくりへ

①「子どもにやさしいまち」とは、ユニセフによれば、子どもの権利条約を実現するまち。

②基本的な考え方：子ども（恣意）の権利条約の4つの一般原則

＝無差別の禁止（2条）、子どもの最高の利益（3条）。

生命・生存・発達の権利（6条）、子どもの意見の尊重（13条）

③翻となる要素（解説）

・子どもの意見の尊重と子どもの参加（以下のすべての施策を実施するもの）

→子どもの声（思い）に耳を傾ける。子どもをもっと「あて」にして、ともにつくりあげる。

・子どもの権利を促進する法的な枠組み

＝子どもの権利を尊重する条例の制定・実施

・子どもの権利のための包括的な政策・行動計画

＝「子ども割り」の策定・実施のなかでも子どもの権利の実現

・子どもの権利のための行政体制・調整の仕組み

＝保健・福祉・教育・青少年対策という「縦割り」「世代割り」的行政の弊害の克服

・子どものための特別予算

＝子どもの育ち・子育てにふさわしい予算措置

・子どもの健やかさが状況の収集・分析

＝子どもたちの「現実」（面倒だけではない子どもの現状）をしっかりと把握し、行政機関・関係機関・まち全体で共有する。（定期的な自治体「子ども白書」の刊行）

・子ども影響評価

＝子どもに影響を与える可能性のある施策等について事前および事後の影響評価

・子どものための独立した権利教諭・擁護活動

＝子どものSOSを受けとめ、効果的な教諭・匡諭へ

＝法的な第三者機関による相談・申诉制度の構築

・子どもの権利の開始

＝子どもが本末持っている権利を子どもに伝える。

→このような「子どもにやさしいまちづくり」の考え方を「復興過程」に組みしていく意味と意義

＝主体・当事者である子ども、子どもが共に（と共に）育つ人間関係、子ども参加、

環境の懸念としての子ども施策・取り組みの統合・継続・重複性、国際社会との連携など

2 子どもにやさしいまちづくりと国連・子ども（児童）の権利条約

（1）子どもの権利条約の「法的地位」

- = 日本国憲法よりは下位にあるが、法律よりは上位の規範。
- 条約に反する法律や行政は変更なければならない。国会は条約が求める立派を制定する。行政は条約を実施する義務を負う。裁判所は条約を裁判規範として援用しなければならない。
- 子どもに関する法令は、条約と「適合的に」解釈・適用されなければならぬ。

（2）条約を理解する上でとくに大切なこと

→ 権利の主体としての子ども：

これまでの子どもを専ら保護の対象としてきた考え方を転換し、子どもを独立した人間と尊厳を持つ権利の主体としている。「子どもだから」「心身ともに発育途上にある」として子どもの而外的権利等を削除することは、かえって子どもの成長や自立を妨げると考えている。また、条約は、子どもをおとなと同じように取り扱うことを求めているのではなく、子ども期にふさわしい、より手厚い権利保障を要請している。

→ 生まれる権限を述べない子どもが一人の人間として成長していくために必要な権利を含む。

- 総合的で（医療・健康・福祉・教育・文化・労働・社会環境・少年司法等）。
- 長期的で（生まれてから 18 歳まで）。

→ 実質的な（家庭・学校・施設等に対する支援）権利保障

→ 条約の一般原則が条約全体の解釈・運用の基本

→ 権利保障の前提としての差別の禁止（2 条）

→ キー概念としての子どもの最高の利益（3 条）

→ 生命・生存・発達の権利が出发点（6 条）

→ 子どもの意見の尊重（12 条）

→ 条約上の権利としての子どもの参加の権利

* 条約の適用にあたっては、「日本」の子ども、日本社会に生きる多様な文化的背景・国籍を持つ子ども、海外の子ども、いづれの状況も大切である。

* 条約は現実を定めているのではなく、現実の子どもの問題を権利の観点で解決していくこうとしている。

条約は開発途上国だけという認識は誤解。規定内容、実際の運用からしても誤りである。

【条約の主要な内容（〔 〕内の数字は条文番号】

<一般原則>

- ・差別の禁止（2）
- ・子どもの最高の利益（3）
- ・生命への権利、生存・発達の権利（6）
- ・子どもの意見の尊重（12）

<親による虐待、家庭暴力・家庭紛争にかかる心臓料>

- ・親を知り親により虐待される権利（7）
- ・生前・国際を越える権利（7）
- ・家族関係を含むアイデンティティの保全（8）
- ・親からの分離禁止（8）、家族再会（10）
- ・国外不出禁止・不収容の禁止（11）
- ・親の第一次的養育責任に対する権利（18）
- ・家族環境を離れた子どものケア（20）

- ・児童の権利 (34)
- ・親による虐待・放任・剥奪からの保護 (35)
- <生存に主にかかる権利>
- ・健康・医療への権利 (36)
 - ・医療施設内に配置された子どもの定期的審査 (36)
 - ・社会保障への権利 (36)
 - ・生活水準への権利 (37)
- <成長・発達に主にかかる権利>
- ・教育への権利 (38・39)
 - ・休息・睡眠、遊び、文化的・芸術的生活への参加 (39)
- <特別な状況下での、または生存・発達を侵害する状況からの保護にかかる権利>
- ・難民の子どもの保護・援助 (39)
 - ・難民のある子どもの権利 (39)
 - ・少數者・先住民族の子どもの権利 (39)
 - ・経済的搾取・赤貧労働からの保護 (39)
 - ・性的障害・虐待からの保護 (39) →選択議定書 (2000年締結、04年日本批准)
 - ・説教・差別・取りの禁止 (39)
 - ・あらゆる形態の神聖からの保護 (39)
 - ・武力紛争における子どもの保護 (39) →選択議定書 (2000年締結、04年日本批准)
 - ・犠牲になった子どもの心身の回復と社会復帰 (39)
- <市民的権利>
- ・表現・情報の自由 (39)
 - ・思想・良心・宗教の自由 (39)
 - ・結社・集会の自由 (39)
 - ・プライバシー・通信・名譽の保護 (39)
 - ・過度な情報へのアクセス (39)
 - ・拘束・死刑の禁止、自由を奪はれた子どもの過度な取扱い (39)
 - ・少年司法手続 (40)

- (3) 3つの選択議定書（「独立した」条約）—この総体が子どもの権利条約体系—
- ・武力紛争における子どもの権利に関する選択議定書 (2004年批准)
 - 一歳約 38 条 (武力紛争における子どもの保護) 25 より 39 条の規定を選択させ、具体化するもの
 - ・子どもの栄養、貢献、子どもボルノに関する選択議定書 (2005年批准)
 - 一歳約 34 条 (性的搾取・虐待からの保護)、35 条 (説教・差別・取りの防止)、39 条 (犠牲になった子どもの心身の回復と社会復帰)などを具体化するもの
 - ・第 3 選択議定書—過度懲罰の導入 (日本は未署名、未批准)
 - 一国際法の主導は原則として國、過度懲罰は、國內訴訟手段を尽くしたけれども権利侵害できなかつた (日本でいえば、裁判で敗訴の場合など) 個人・団体が条約的の設置する委員会に訴えて、裁判・権利回復してもらう制度
 - ・自由権規約、社会権規約、女性選挙権規約的、難民へのある人の権利規約等の主要な人権規約で導入。しかし、日本は、とくに司法制度との関係で (裁判で確定している事柄を委員会が「覆す」ことになり、司法権の独立を侵す) この制度に加入していない (ただし、民主党政権下で批准の意思を表明)。しかし、この制度は、判決を覆すわけではなく、条約に照らして審査した結果、条約違反があれば、裁判に対し、その権利侵害・回復を求める制度。

(参考)なぜ、子どもの権利なのか

(1)子どもの権利はもともと子どもの規定から出現

- ・国際的な子どもの権利の取り組みは、子どもを殺す・殺すの犠牲者にしないという決議と取り組みから始まった。子どもの権利と平和とは密接な関係。
→1954年国際連盟「子どもの権利宣言」
　　「人類は子どもに最高のものを与える義務を負う。」
- ・日本では、「貧困」に対する取り組みを中心が始まった。
　　一例えば、鶴川豊彦：「子供の権利」(1924(大正13)年の講演で発表)
①子供は食う権利がある。②子供は遊ぶ権利がある。③子供は寝る権利がある。④子供には叱られる権利がある。⑤子供は親に夫婦喧嘩を止めてもらう権利がある。⑥子供は財産を要求する権利がある。
　　：「子供の権利」(雑誌『児童保健』1927(昭和2)年で発表)。
①生きる権利 ②遊ぶ権利 ③眠る権利 ④遊ぶ権利 ⑤指導して貰う権利
⑥教育を受ける権利 ⑦虐待されない権利 ⑧親を離れる権利 ⑨人権としての待遇を受ける権利

(2)子どものとらえ方と子どもの権利

- ・子どもは一人の人間=独立した人格と尊厳を持つ。かけがえのない存在
- ・子どもは子ども=子どもは成長開拓していく存在。おとなを乗り越える存在
　　子どもは一人ではなくなければならない。親・おとなとの支援が必要である。
- ・子どもは家庭・園・学校・社会の構成員=パートナーとしての存在
→子どものトータルなとらえ方が必要
- ＊子どもは単なる保護や教養の対象ではなく、問題解決の主体
　　しつけ・教育・指導の単なる対象から自ら遊びながら成長していく主体として支援へ
- ＊権利は獲得するもの、権利は行使するもの
　　→だからこそ権利はプロセスが大事である。

(3)子どもの権利がもたらすもの

- ・子どもの権利は自己肯定感を向上させ、子どもの成長、自己実現に不可欠なものである。
- ・子どもの権利はおとなとの子どもに対する見方・接し方を問い直す。
- ・子どもの権利は子ども同士、子どもとおとな、親・保護者と保育士園・学校・教職員等との関係を変え、良い関係をもたらす。
→権利の相互尊重、真の意味の規範意識の向上
→親・教師・おとの権力や権威を振りかざすのではなく、子どもとの関係をつくり直していく。
- ・子どもの権利は子どもがおかれている状況を変革する。

(4)子どもの権利をめぐって「主張」されることとその相違点

- ・子どもの権利を言うと、子どもはますますわがままになる。甘やかしがちになる。
→言うことを聞かない、しつけ・教育ができない、園・学校・社会の秩序が保てない。
　　→わがままとは具体的にどんなことか?子どもの権利とどう関係しているか?
　　→子どもの権利を傷つけたり罵ろにしたりするしつけや教育があつてよいのか?
→子どもをめぐる否定的な指摘を子どもの権利に責任転嫁している。
→子どもに子どもの権利を伝えていない。子どもは子どもの権利を充分に知らない。
・子どもの権利も大切だが、義務も、責任も大切。義務や責任を果たしてから権利を!

- 義務を果たさない、責任がとれない。とらない、規範意識が乏しい。……。
- ・子どもの義務あるいは責任とは具体的にはどんなことか？
 - ・人間の権利（人権）における権利—義務関係について誤解・曲解をしていないか？
 - ・法と並行（並置）を認同していないか？
 - 子どもの権利に応じる義務は、国・自治体・保健士・教職員・親等が負う。
 - 他者の権利の尊重は、義務ととらえるのではなく権利の行使に内在的なものである。
 - ・子どもの権利は虐待等を受けている子どもや健常な子どもには必要である。
 - ・子どもの権利の意識的な規定
 - 子どもの権利条約や日本国憲法に合致したと考え方ではない。
 - ・子どもの権利も大切だが、おとな・教職員の権利も保障してほしい。
 - 子どもの権利とそれを保障する者の権利を対立的にとらえたら、両者の権利保障がすまない。
子どもの権利が保障されるためには親や教職員の権利保障が不可欠である。
 - ・子どもの権利は「理想論」「雄願」で、実現は難しい。
 - 子どもの権利はそもそも子どもの現実から出発したものであり、「当たり前」のこと。
人権は「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」（憲法 97 条）であり、「不斷の努力」によって保持しなければならないもの（憲法 12 条）。
- 】
- ◆子どもの権利の基本的いのちの権利、そして、成長・発達する権利
子どもが本来持っている権利を、おとのの無理解や無関心で奪ってはならない。
感想論ではなく、リアリティを持った議論、具体的な場面での議論が大切である。

II 「子ども条例」の制定における

1 「子ども条例」の制定状況

(1) 「子ども条例」の概要—条例の分類の仕方はいろいろ

①子ども支援のための「総合的な」条例

- ・子ども支援・子どもの権利の理念、自治体や子ども関係者の責務、子ども施策の推進、
子ども参加や相談・放課後等を含む。下線は抜粋箇度を含む総合的な条例。
- 川崎市、北海道泉川町、(小串町)、多治見市、且田区、北海島平野町、三重県名張市、
富山県魚津市、岐阜市、豊島区、福井県五条町、石川県白山市、富山県射水市、疊田市、
名古屋市、新潟県上越市、長岡市、福井県越前町、愛知県岩倉市、小金井市、蓮野市、石巻市、
愛知県日進市、福岡県筑紫野市、北海道柳河町、愛知県幸田町、奥州市、石川県内灘町、
福岡県宗像市、北海道北広島市、大和町東南市、笠置町区(条例改正)、宜野市、
北海道土別市、松本市、日光市

②子ども施策推進のための原則等を定める条例

- ・子どもの権利に言及しつつ、子育て支援が中心の条例も増加中—

・子ども療育的な条例

高知県

・子ども施設の推進

箕面市、新庄村、調布市、池田市、越前市、尼崎市、茅野市、

宝塚市、大東市、鶴川市、藤沢市、市原市、越谷市

滋賀県、秋田県、大阪府、神奈川県、石川県、三重県等

*もっぱら少子化対策・子育て支援

北海道、山形市、日の出町、鹿沼市、秋田市、岐阜県、愛知県、京都府、
鹿児島市、山口県、東近江市、小野町、南丹市、みなかみ町、長崎県等

*「新権利全育成型」の条例

金沢市、松本市、伊賀市、西口市、秋田市、佐世保市、岡山市、佐賀市、福井市等
東日野市の条例は、子どもの権利と青少年健全育成が未整理まま現在。

◎個別の課題に対する条例

・教済制度を設置するための条例～川西市、（岐阜県白川町一郷土）、埼玉県、川越市、

*「総合条例」のなかで公的な第三者委員会を設置

多治見市、日高区、名張市、豊島区、志免町、秋田県、豊田市、札幌市、
筑前町、岩倉市、日進市、筑紫野市、幸田町、那珂市、北広島市、廿日市区、
青森市、土別市、松本市

なお、高井戸町、茅ヶ崎町等は「教済委員会」、白山市は「子どもの権利相談室」。

・子どもの参加にかかわる条例～中野区、岡谷市、大和市、鹿児島市

*自治基本条例のなかで子どもの意見・表明事項～大和市、奥州市、鹿児島市等

・虐待防止等～武藏野市、三重県、行田市、志免町、志免町、東大阪市、和歌山県、琴浦町等

・いじめ防止～小郡市、可児市、大津市等

・学校災害～さいたま市等

*「防犯・安全条例」も制定されつつある～狹良郡、荒川区、長浜市等

(2) 条例制定の過程

①条例制定のきっかけ

・首長の選挙公約、施政方針

・次世代育成支援等の子ども計画のなかで普及

・議員の質問、議員提出法案（例：赤穂市、奥州市）など

②条例文案の策定の方針

・行政主導の審議会経由

・審議会主席

・行政内部の検討

・シンクタンク・NPOに委託し作成など

③制定過程における市民参加

・計画に上る市民参加

・子どもを含む市民参加

～審議会への参加、独自の会議、ワークショップ等

④担当部署

・市民部局、企画部門

・児童福祉、子育て支援部門

・教育委員会（施設、生涯学習）など

2 「子ども条例」の創定におけるこれまでの取り組みをもとにして—

- 条例実施が大事、いかに実施できる条例をつくるかが鍵
- (1)なぜ、条例か? —選挙・宣誓の創定、あるいは政策・計画でよいではないか?
 - ・自治体の基本姿勢、施策・事業の根柢、方向性・標準
 - 子どもや市民にむけてのメッセージでもあるが、それだけであれば選挙・宣誓でよい。
 - 首長や担当職員が変わっても、子ども施策の基本として条例を実施しなければならない。
 - ・子ども自身が育ち成長していくための環境や条件の整備
 - 子どもの育ちや成長にかかる者(親、学校・施設の職員、住民等)への支援
 - ・制度の根柢づけ
 - 子どもの教養、子どもの参加等の制度建設・構築の根柢、実効性の担保
 - ・家庭・園・学校・施設・地域・NPO および行政などの連携を具体的にすすめる軸
 - 「まちづくり」という視点の必要性と重要性
 - ・国連・子どもの権利条約等のグローバルスタンダードが根柢・基準
 - 国際社会とつながる。
- *条例に対する過大評価も過小評価もせず、条例を活かすという視点と実際が大事。
- (2)当該自治体の「規定」から出発して、自治体に則した内容
 - ・子どもの現状や想い、願い、子ども施策の現状、園・学校等子ども施設あるいは市民・NPO による子どもにかかる取り組みの成果をもとにした条例づくり
 - 子どもの現状や想い、願いをどう把握するか?
 - アンケート等をとった場合、その結果を「反映」していくなければ、子どもに届かない。
 - ・子ども施策の現状をどう評価するか?
 - 施策の効果や課題をふまえた条例の内容でないと(当該自治体の「力量」を超えた内容であれば)、実現可能性が低くなる。
 - ・園・学校や施設、あるいは市民・NPO の取り組み・活動をどう把握し、成果をふまえるか?
 - 制定過程にどれだけの市民参加・子ども参加があるか?
 - これらに、当該自治体の条例の特徴が出てくる。実効性の有無・高低が問われる。
 - ・当該自治体の子どもの状況がひどく、施策がダメだという対応よりも、子ども施策をより進展させ、子どもの状況をより改善するという姿勢を基本にする。
 - ・相対的の条例の「良いところ取り」では実施がうまくいかない。
 - 理想の条例はない。
- (3)条例制定における体制
 - ・子どもにかかる関係者、市民の意見の反映と協約の仕方
 - 審議会の構成とありよう、学習会・集会の持ち方、パブリックコメントの効果的な実施と活用
 - ・条例づくりおよび条例の実施における市民(子どもを含む)の参加と共同
 - ノートナーシップ型の連携
 - ・条例制定のプロセスは、子ども関係の施策・行政を総合化するプロセス
 - 子どもにかかるデータ・情報の共有化
 - 「総括り」「世代割り」を超えた庁内体制
- (4)条例の活用をも視野に入れた情報提供と広報
 - 条例制定や実施の過程で、子どもについて考えるきっかけを提供し、おとなと子どもの双方に意識変革

3 い生必要とされる「子ども条例」の内容

- ・例えば、子ども支援か、子育て支援か、その両方か……
いじめ防止対策条例等の個別的対策条例か、総合的な子ども支援の条例か……

↓

(1) 子ども支援、まちづくりという視点と内容を持つこと

- ・子ども支援+子育て支援、子どもにかかわる人支援+そのためのしくみや条件の整備
→ユニセフの「子どもにやさしいまち」をふまえて子どもが共に育つまちづくり
→家庭・園学校・施設・地域など子どもの生活の場での子ども支援と成長の関係づくり

*東日本大震災・原発事故からの復興における子ども支援

→「被災地」ゆえの条例づくり

※これまでの条例づくりにおいて、子どもの安心・安全の確保という視点を含むものは多数あるが、災害等における子ども支援という視点をもった条例は、泉南市、松本市等を除けばほとんど見られない。(岡市の条例においても本格的なものではない)。

(2) 条例の構成上内容=総合的な条例の融合

- ・条例で定めなければならないこと、条例で定めたほうがより適切すること。
条例で定めない方がよいもの、条例で定めとはいげないことなどを意識する。
→おとなとの視点から「適切」や「心得」を盛り込むべきではない。

(3) 実践上大変であるが、子どもの現状からして「総合的な条例」が望ましい

- ・子ども支援を総合的にとらえ、理念、制度・しくみ、施策などが（それぞれ不十分なところはある）相互に補完し合うような内容
→問題は、どこまで柔軟化するか、制度化するか?
→制定過程における調査や議論等の内容を効率的に反映できているか?
→条例の内容についての「合意」がどこまでとれるか?
→ただし、権利・人権にかかわる考え方や施策は「議論」「市民意識」によって「後退」させではないといいうのが国際社会の理解である。他方で、条例によって「決着」をつける(つく)問題でもない。
→実施にあたって財政的、物的、人的条件を整備しうるか?

(4) これまでの検討議論例～以下のすべてを検討し盛り込むべきということではない～

①条例の内容

(a)条例の目的・趣旨

- ・子ども支援の理念等について
→子どもの生活実感に即して子どもに届けること、子ども施策の策定・実施・評価の重点。
子どもにかかわる活動の指針、広報・普及・教育の重点など、ポイントの置き方によって規定の仕方も変わってくる。
→子どもの「あるべき」論あるいはおとなの方的な「想い」等に基づき規定するものでもない。
なお、権利と「義務」等の問題について意見の「対立」を条例で決着しようとしている。

(b)条例実施の義務づけをどうするか?

- ・「被災地」における義務づけの程度と対象
→行政、県・保護者、保健師・保健士、看護師、児童相談員等施設職員、住民、事業者等

ーとくに親・家庭の責務・役割をどうするか？

親・家庭を「追い詰める」ような規定をしてはならない。

ー広報、研修、学習等をどこまで義務づけるか？

(c)親・保護者、保健師・保育士、教職員、児童館等施設職員をはじめ家庭・保育園・学校・施設・地域などで子どもの成長・自立にかかわる人たちに対する支援および操作整備をどこまで書き込むか？ー子ども支援は子どもにかかわる人の支援、子育ち支援と子育て支援の総合化

～すでに計画等に基づく実質が現実しているので、それらとの整合性に考慮しつつ、条例で規定する内容を確定する。

ー虐待、いじめ、徘徊、児童虐待等その他、子ども施策の重点項目をどこまで含めるか？

ー子ども支援と（保育も支援を含む）子育て支援とを総合的にどう連携させるか？

(d)子どもの相談・救済＝社会のセーフティネット

ー相談の充実にとどめるのか、救済制度（子どもオンブズバーソン）を創設するのか？
→子どもの権利侵害および救済の現状からすると、国連・子どもの権利委員会からの勧告にもあるように子ども固有の相談・救済制度が必要

ー救済制度の構造にあたっては、既存の相談体制等の再編成も含めて財源と人の確保が重要になる（原則に「柔軟」と「困難」を作りうる）。

→権利侵害に対する予防としても、人および財源の確保は費用対効果に見合う。

ースクールソーシャルワーカーのような相談員・学校支援を盛り込むのか？

(e)子どもの参加

ー理念にとどめるのか、具体的な制度・仕組みの設置するのか、設置を促すのか？

→子ども参加の現状からすると、具体的な制度・仕組みは、まちづくり全体、学校、子ども施設等において多様につくっていくことが重要。

→とくに学校における参加のしくみづくりは学校の主体性・自主性を尊重しつつ、子ども自身が正用できるものにする必要（実際には一番遅延しないところ）。

(f)子どもの障壁解消づくり

ー概念やあり方の提示か、より具体的な場づくりか？

(g)子ども施策の推進と検証

ーより実践的な行政組織体制に向けた規定をおくか？

ー「指針（行動）計画」の策定を入れるのか？

→子どもに関わる多くの計画、とくに「次世代育成支援計画」「教育計画」との整合性や有機的な連携が必要。

→乳児、幼児、学校時代、青年をつなぐ施策のあり方・方向性をどう盛り込むか？等々

ー政策・計画の策定・推進の委員会か、検証を含めた委員会か？

→検証のための委員会の設置をはじめ、検証の仕組みをつくることが大切。

子どもに関わる多くの委員会との整合性や有機的な連携をどうするか？

→従来の（現行の）事業評価・政策評価（PDCA）を越えて、子どもの権利に関わる評価・検証の視点、基準・指標、方法をどうするか？

(h)障がい・民族・国籍・性その他の差別や不利益を受けている子どもの権利保障

②条例の名称

・「権利」を含めるのかどうかが「入り口」の争点になる場合が多い。

・「シンプル」にするのか、それとも「特徴」のあるものにするのか？

当該自治体にふきわしい名称の工夫があつて良い。

→いずれにしても、子どもや住民に「伝わる」ものにする。

③条例の形式について

- ・権限にするのか、詳細に定めるか—規則等との関係？
- ・子どもが読めることをどこまで配慮するか？

④条例の規定と実施

- ・条例の規定にそった制度設計をしてみた上で、再度規定を練り直す。

4 「子ども条例」の制定・実施におけるいくつかの問題点

(1) 子どもの問題・後悔

→いじめの問題を解決するためにも、いじめに特化した「いじめ防止対策条例」よりも子ども支援の総合的な条例の方が効率的である。

①子ども固有の教育態度・活動の必要性と緊急性

- ・子どもの視点から見えてくる子どもの現実、家庭や園・学校の状況等

→ここに、子どもの問題を子どもとともに「解決」する糸口がある。

- ・例えば、いじめ問題についてでは、その要因は複雑であり、また「いじめ防止対策推進法」のように、いじめられる子どもといじめる子どもという単純な対立構式の下での対応では、問題解決にはならない。

- ・園・学校や地域社会のなかの子どもを救済する仕組みはどれだけ機能しているか？

→虐待、いじめ、体罰、セクハラ等について、相談体制の整備など取り組みは進展
しかし、子ども自身から見た場合は一子ども自身がどれだけアクセスしているか？
エンパワーメントしているか？

子どもの現実から出発

愛心して生きるための社会のセーフティネット

②条例による子ども固有の制度として公的第三者機関「子どもオンブズマン・ソーン」の必要性

- ・基本的な人間関係のなかで生じる子どもに対する権利侵害

顕在化しにくい権利侵害の実態—教説・制度の困難性

- ・問題解決・予防における「意味ある」第三者の存在と活動の必要性

- ・要綱改定ではなく、条例による設置—独立性、権限、効果等

→国連・子どもの権利委員会も設置を勧告している。

③子どもオンブズマン制度およびその運用

- ・子どもオンブズマンの独立性・第三者性の意味の明確化

→「公的な第三者機関」「子どもに寄り添う」「子どもの立場にたつ」の意味

→「子どもの最善の利益」という視点で問題の解決にあたる。

- ・子どもオンブズマスターの「職責」—効果的な教説へ

→相談、調査・報告等の機能における「調査機能」

→「対決」型「争奪」型の対応を越えて、

子どもが立ち直り、成長していく關係づくりの機能

→「問題解決」の主体としての子ども、子どもの意見表明・参加、自尊感情、エンパワーメント

- ・個別の問題解決を積み重ねるなかで、その背景にある制度や施策について改善・予防の提言

④子どもからのアクセスの保障

- ・制度を「知る」、「理解する」、「使う」ことの間のハーネスルをどう越えるか？
 - ・子どもが一人でも安心してSOSが出せる「緊急通報」上場発
 - ・相談先を「知る」「分かる」「活用する」のハーネスルを越えて
 - ・子どもの「居場所」づくり
 - ・安全で安心できる場所・人間関係のなかでこそ、SOSが出せるし、見えて
 - ・フリーダイヤルカード、メール等の手段
 - ・「顔の見える」活動＝「出前」広報など
 - ・子どものアクセス「基準」は権利侵害への防護ではなく、「つらい」「苦しい」等

⑤子どもオンブズ制度の効果的な運用

- ・公的な第三者機関についての理解の進展、とくに行政、教職員
- ・制度を支える条例整備、とくに人的整備
- ・子どもオンブズ制度が学校にとって持つ意味の尚有
「学校的」な解決のなかで、子どもオンブズによる解決についての理解の進展
- ・子ども教育のためのネットワークづくりの強化
→それぞれの特徴と機能を活かしつつ、既存の子ども相談・教済機関・人との効果的な連携

⑥子どもオンブズの存在がもたらす「安心感」と社会的支持

(2) 子どもの意見表明・参加

①自治体における子どもの参加の取り組み

- ・子ども条例／子ども憲章の制定
 - (ex.)川崎市、多治見市、豊田市、札幌市／町田市、高津市、白山市ほか
 - ・子ども計画（次世代育成支援行動計画）の策定
 - (ex.)国立市、西東京市、立川市、千葉市ほか
 - ・子ども議会 (ex.)宮城県、滋賀県、中野区など多数
→条例に基づく「子ども会議」の開催
 - (ex.)川崎市、赤井川町、多治見市、茅ヶ崎町、名張市、魚崎市、豊島区、志免町、白山市、豊田市、名古屋市、札幌市、幸田町など
- ・子ども関係施設の建設、運営
 - (ex.)近江八幡市、村上市、町田市、川崎市など相次ぐ
- ・子どもの遊び場づくり
 - (ex.)世田谷区ほか
- ・子どもの参加のサポーター養成
 - (ex.)近江八幡市、滋賀県、川崎市など

②学校における子どもの参加

- ・例えば、北海道・札幌北小学校の取り組み

③市民・NPOにおける子どもの参加

- ・例えば、プレイパーク等の子どもの遊び場づくり、フリーステールづくり
「え・ミュンヘン」(子どものまち)など

④子どもの意見表明・参加とその支援

- *方法としての参加を越えて
 - ・おとのの姿勢や条件が強すぎたりされることではなく、子どもの権利として保障される。
 - ・とくに決定過程に関わることのできる制度・しくみ
 - 「形式」から内部の反映へ
 - 制度・仕組みは「現」のなかからつくりだすものではなく、参加の取り組みの「成果」をもとに制度・しくみづくりが必要である。既成ありきでもない。
 - ・子どもへの情報提供と情報へのアクセス保障、おとの側の透明責任
- *子ども参加への支援—おとなが勝手にレールを敷かない——
 - ・時間など参加のための条件整備
 - ・子どもが安心して意見表明・参加ができる關係づくりや雰囲気づくり
 - サポート・ファシリテーターの重要性
 - ・参加している子どもがお互いを尊重し大切にする關係づくり
 - ・子どもの力に見通しをもって「持つ」こと、実えることの大切さ
 - 子どもの力に自信をもつこと、信頼をすること、「あて」にすることが大事
 - ・支援するおとの側の自律性、民主性、「熟達しの良さ」
 - ・子どもの意見表明・参加によるエンパワーメントの確認
 - 従来の「反省会」の問題性、成果や達成度を確認・共有する「ありかたり」の必要性

*個別の状況・必要に応じた参加支援

- ・とりわけ、本業の日常を取り戻していない子どもたち、そして、乳幼児、虐待やいじめを受けている子ども、障がいのある子ども、民族上・宗教上・言語上のマイノリティの子どもなどの参加支援
 - 声を上げられない、声が上りにくい、声を上げても効果的な参加につながらない等の状況をどのように克服するか？

*学校・施設・地域社会・行政さまざまなレベルでの子どもの意見表明・参加の取り組みの進捗

おわりにかえて

- ・宮城県で「子ども」条例を制定する審議と市町における条例制定・子ども施策

<参考文献一さらに検討をすすめるためにー>

- ・荒牧直人・喜多明人・平田勝久『解説 子ども条例』(三省堂)
- ・喜多明人・荒牧直人・森田利典・内田塔子『子どもにやさしいまちづくり』(日本評論社)
- ・荒牧直人・古川若三・吉田加藤・平田勝久『子ども支援の相談・教訓』(日本評論社)
- ・子どもの権利総合研究所『子ども計画ハンドブック』(日本評論社)
- ・子どもの権利活動NGO レポート連絡会議
『子どもの権利条約から見た日本の子ども』(現代人文社)
- ・荒牧直人監修『わたしの人権 みんなの人権』全6巻(ボンボン社)―学校図書館用など

<資料 1> 国連・子どもの権利委員会からの勧告

●第2回「総括観見」(2004年・秋)

立場および目標

20. 委員会は、議員院、都道府県、警察官、検正法的職員、保健師等の対象より出入院管理制度を対象として総括国が実施している研修活動を監視する。しかしながら委員会は、子どもおよび社会一般、ならびに子どもとともにお上げ子どものために働いている多くの専門家が専門的およびそこに在籍された権利擁護者アドバイザーについて充分に理解していないことを、依然として懸念するものである。

21. 委員会は、総括国が以下の特徴をとるよう勧告する。

- 公衆一般および子どもを対象として、公的、およびとくに子どもが権利の主体であるということに関する意識啓発キャンペーンを強化すること。
- 子どもとともにお上げCP子どものために働いているすべての者、とくに看護師、歯科医、介護士、職員、看護助手、公務員、非公務員、子どもを対象とした施設および特別教諭で働く職員、心理学者を含む保健従事者、ならびにソーシャルワーカーを対象として、公的の原因および既定に関する体操的な教育および研修をひきつづき実施すること。
- 意識啓発キャンペーン、研修および教育プログラムが態度の変革、行動計上り子どもの権利に与えた影響を評価すること。
- 人権教育、お上げとくに子どもの権利教育を学校カリキュラムに含めること。

子どもの意見の尊重

27. 子どもの意見の尊重を向上させようとする総括国の努力には歓迎しながるもの、委員会は、子どもに対する社会の公的的態度により、家庭、学校、その他の施設および社会一般における子どもの意見の尊重が実現されていることを依然として懸念する。

28. 委員会は、公約第12条にしたがい、総括国が以下の特徴をとるよう勧告する。

- 家庭、裁判所および行政機関、施設および学校ならびに政策立案において、子どもに影響を及ぼすあらゆる事項に関して子どもの意見の尊重および子どもの参加を認識し、かつそのための策定を図ること。また、子どもがこの権利を知ることを確保すること。
- 意見を考慮される子どもの権利および子どもの参加権について、とくに親、教諭者、被虐の行政職員、司法機関者および社会一般に対し、教育的啓発を強化すること。
- 子どもの意見がどのように考慮されているか、またそれが結果、プログラムおよび子どもたち自身にどのような影響をもたらしているかについて定期的に検討を行なうこと。
- 学校、お上げ子どもに教育、公務その他他の問題を提供しているその他の施設において、政策を実行する時公議会、委員会その他のグループの場合に子どもが制度的に参加することを確保すること。

●第3回総括観見(2010年・秋)

立場

29. 委員会は、総括国が、子どもの権利に関する公的的活動の強化を実現し、かつ、国内法を公的の原因および規定と完全に調和させるための特徴をとるよう、強く勧告する。

策定区分

- 委員会は、総括国が以下の特徴をとるよう、強く勧告する。
 - 子どもの権利を実現する総括国の義務を満たせる部分が実行なわれるようにするため、优先的および最低限レベルの予算を子どもの権利の強化から積極的に割り当てる。
 - 子どもの権利に関する優先的予算科目を反映した戦略的予算科目を定めること。
 - 子どものための優先的予算科目を質問水準の変化から削減すること。
 - 保護システムに基づいて政策の成果をフォローアップする活動レポートを確立すること。
 - 市町村会および子どもがあらゆるレベルで指導の対象とされることを確保すること。

認可の禁止

33. 委員会は、親的行為以下の措置をとるよう勧告する。
- ⑥a) 親的行為反対運動を強化し、かつ、どのような事かであれ子どもを離れてからやる立派を禁止すること。
 - ⑥b) とくに女子、民族的マイノリティに属する子ども、日本人ではない子どもおよび障害のある子どもに対して実際に行なわれている親的行為を強化しつづけるため、意識啓発キャンペーンおよび人権教育を行なう必要な措置をとること。

子どもの権利の利益

34. 委員会は、親的行為、あらゆる法規定において、ならびに、子どもに影響を及ぼす法律上および行政上の規定およびプロジェクト、プログラムならびにサービスにおいて、子どもの権利の利益の保護が実施されいつ運行されることを確保するための努力を継続しいつ強化するよう勧告する。

生産性向上運動に対する権利

35. 委員会は、親的行為、子どもの自殺リスク要因について調査研究を行ない、防止措置を実施し、学校にソーシャルワーカーおよび心理相談サービスを配置し、かつ、困難な状況にある子どもに危機判断システムがさもなるストレスを離さないことを確保するよう勧告する。委員会はまた、親的行為、官民問わず、子どものための施設を開拓した後は必ず小屋等を離すことを確保するようにも勧告する。

子どもの意見の尊重

36. 条約第12条および児童を離れる子どもの権利に関する委員会の一級的意見(13号)(2000年)に開示し、委員会は、親的行為、あらゆる場面(学校その他の子ども施設、家庭、地域コミュニティ、裁判所および行政機関など)に政策策定プロセスを含む)において、自己に影響を及ぼすあらゆる事項に関して全般的に意見を表明する子どもの権利を促進するための措置を強化するよう勧告する。

生産性

37. 学校における体罰が明示的に禁じられていることには留意しつつ、委員会は、その禁止規定が効果的に実施されていないという報告があることに懸念を表明する。委員会は、すべての体罰を禁ずることを禁じた1981年の東京高等裁判所判決に、懸念とともに留意する。委員会はさらに、家庭、代親的養護施設および行政施設における体罰が法律で明示的に禁じられていないこと、および、とくに乳幼児および児童虐待によるが確かなしつけの行使を認めており、体罰の許容対象地はつづいて不明確であることを懸念する。

38. 委員会は、親的行為以下の措置をとるよう強く勧告する。

- ⑥a) 家庭、代親的養護施設および行政施設を含むあらゆる場面で、子どもを対象とした亲的行為およびあらゆる形態の暴力を傷つける恐れを抱くを恐れにより明示的に禁止すること。
- ⑥b) あらゆる場面における体罰の禁止を明示的に実施すること。
- ⑥c) 体罰等におけるが暴力的な形態のしつけおよび虐待について、原則、教職員ならびに子どもとともにおこる子どものために活動しているその他の専門家を教育するため、キャンペーンを含む伝達プログラムを実施すること。

家庭環境

39. 日本社会で親的行為が普及の度調査を獲得していることは承認しつつ、委員会は、親子関係の悪化にともなって子どもの精神的および心的的ケーブル(イン)に否定的影響が生じており、子どもの精神的問題といふ結果を生じていていることを示す報告があることを懸念する。委員会は、これらの問題が、高齢者と乳幼児のケアとの間で生じる緊張、ならびに、債務がとくにひとり親世帯に及ぼす影響に加え、学校における競争、仕事と家庭生活の両立不可避性等の要因から生じている可能性があることに留意する。

40. 委員会は、親的行為を実施しいつ強化するための措置を導入するよう勧告する。そのための手段としては、子育ての責任を履行する家族の能力を確保する目的で男女共同を対象として仕事と家庭生活との適切なバランスを促進すること、親子関係を強化すること、および、子どもの権利に関する意識啓発を図ることなどがあげられる。委員会はさらに、社会サービス機関が、子どもの権利保護を助長するためにも、平和な立場に置かれた子どもおよび家族に優先的に対応し、かつ適切な会員制、社会的および行政的支援を提供するよう勧告する。

近畿連携会議アドレット

34. 委員会は、虐待防止のための機関を定めつつ運行する、児童虐待防止法および児童福祉法の改正等の措置を統合

する。しかししながら委員会は、実践上の「現実」概念によって「権利的実現」を行なう権利が与えられていることかより権利が過大な期待を持つことにより、子どもが家庭で権力を受けるおそれが生じていることを留意として留意する。委員会は、児童虐待の発生件数が年々増加していることに懸念とともに留意する。

46. 委員会は、総合的に、以下のものを含む施策をとることにより、児童虐待の問題に対応する現在の努力を強化するよう動作する。

(a) 痛苦およびタグレートの否定的影響に対する公衆教育プログラム、ならびに家族支援プログラムを含む既存プログラムを実施し、かつ、積極的な、効率的な、効果的なしつけを促進すること。

(b) 家庭および学校で虐待の被害を受けた子どもに十分な保護を提供すること。

障害のある子ども

47. 委員会は、総合的に以下の施策をとるよう動作する。

(a) 障害のあるすべての子どもを実効的に保護するために虐待の認定および懲戒を行なうとともに、連絡を迅速に実施し、かつ実施に対する欠点を明らかにする監視システムを確立すること。

(b) 障害のある子どもの生活の質を高め、その基本的ニーズを満たし、かつそのインクルージョンおよび参加を確保することに焦点を当てた、コミュニティを基盤とするサービスを提供すること。

(c) 存在している差別的態度と開いた、かつ障害のある子どもの権利および特性などをついて公衆の感受性を高めること、障害のある子どもの社会へのインクルージョンを促進すること、ならびに、意見を述べる子どもおよびその他の権利の尊重を促進することを目的とした、意識啓発キャンペーンを実施すること。

(d) 障害のある子どものためのプログラムおよびサービスに対して十分な人の援助および費用を提供するため、あらゆる努力を行なうこと。

(e) 障害のある子どものインクルーシブ教育のために必要な援助を学校に與えるとともに、障害のある子どもが希望する学校を選択し、またはその義務の範囲にしたがって普通学校と特別支援学校との間で移行できることを確保すること。

(f) 障害のある子どものためにおよびそのような子どもとともに活動している非政府組織(NGO)に対し、援助を提供すること。

(g) 教職員、ソーシャルワーカーならびに保健・医療・歯科・看護従事者など、障害のある子どもとともに活動している専門的職員を対象とした研修を行なうこと。

(h) これとの関連で、障害のある人の場合の特化に関する国際基準規則(国際社会規則 4596)および内部規則のある子どもの権利に関する委員会の一一般的意見(2006 年)を考慮すること。

(i) 障害のある人の権利に関する条約(署名済み)およびその議定書(2006 年)を活用すること。

土居な子供水準に対する権利

48. 委員会は、総合的に子どもの権利を実現するために適切な資源を配分するよう動作する。そのための手段には、貧困の強調を決定要因、育達に対する子どもの権利およびすべての家族(ひとり親家族を含む)に対して確保されるべき生活水準を考慮に入れるながら、貧困の弱勢層を対象することも含まれる。委員会はまた、総合的に、権利は子育ての責任を負っているために労働の弱制緩和および内閣総理大臣のようないくつかの経済政策に対応する能力が強化されていることを考慮に入れるとともに、全般的その他の支援の提供によって、子どものウェルビーイングおよび育達にとって必要な家族生活を保障することができているかどうか、注意深く監視するよう努す。

教育(健康扶助および障害指導を中心)

49. 委員会は、主導の学校制度によって学識論で例外的なほど優秀な成績が達成されてきたことを認めながら、学校および大学への入学を求めて競争する子どもの人数が減少しているにも関わらず高度の競争に対する苦情の声があがり続けていることに、懸念とともに留意する。委員会はまた、このような高度に競争的な学校環境が就学年齢の子どもの心のため、精神障害、不登校、中途退学および自殺を助長している可能性があることも、懸念する。

50. 委員会は、学識論での優秀な成績と子どもを中心の教育環境とを組合せ、かつ、積極に教育的な環境によって引き起こされる悪影響を回避する目的で、総合的に学校制度および大学教育制度を再検討するよう動作する。これとの関連で、総合的に、教育の目的に関する委員会の一一般的意見(2001 年)を考慮するよう努められる。委員会はまた、総合的に、子ども同士の心のためと競う努力を強化し、かつそのような障害の策定に子どもたちの意見を取り入れ、

るよう極力する。

70. 委員会は、国際学者からまったく資金を受けておらず、自らから初期の特別会費を受け取っている外国人学校が厳しい規則で日本に置かれているため、日本国籍をもつ子どもの外国人学校就学者が弱いことを懸念する。委員会はまた、この上う学校の平穏性が日本の大学の入学試験を受けられない場合があること、および、中華学校および中国学校の問題がとりわけ困難であることも懸念する。

71. 総的国は、総的第 28 項にしたがってすべての子どもが教育にアクセスできること、すべての学年における指導者がすべての子どもにとってあらゆる費用で知識とされること、および、中国人およびヨーロッパの子どものようなマイノリティ団体に属する子どもが自分の言語を学び、かつ自己の文化に対する尊重を促進させる機会を求むることを確保するべきである。総的国は、ルネスコ・教育部が開いた条約の框架を模倣するよう開始される。

するよう努力する。

マイノリティまたは民族性の集团に属する子ども

80. 委員会は、総的国に対し、民族的マイノリティに属する子どもへの差別を生じるあらゆる分野で解決し、かつ、具体的に属づいて提供されるすべてのサービスおよび援助に対し、このような子どもが平等にアクセスできることを確保するため、あらゆる必要な立場上その他の措置をとるよう促す。

<資料2> ユニセフ 子どもにやさしいまち一行動のための特徴

UNICEF・イノヴェンティ研究センター（レシットからの抜粋）

子どもにやさしいまちづくりは、地方自治体が主導する、子どもの権利活動の実施プロセスである。その目的は、子どもの権利を実現・実現することによって子どもたちの生活をいき生きさせ、そのことによって開拓的、そして未来のためのアドバイスをよりよい方向に進めていくところにある。子どもにやさしいまちづくりは実践的プロセスであり、子どもたちと、そして子どもたちの視点の活動と積極的に向き合っていくなければならない。

子どもたちに対する姿勢上の構築を負っているのは国である一方で自治体を中心としたのがプロセスを主導しなければならない。しかし、子どもにやさしいまちづくりも、政府だけで達成するのではなく、子どもたち自身と、家族と、そして子どもたちの生活に影響を及ぼすすべての人々とのパートナーシップが存在しなければならない。……

経験の示すところによれば、まちづくりのプロセスが開始するきっかけはさまざまである。トップダウン方式では、市民による報告や、行政が正確に採用した実績が、行政のあらゆるレベルに、そしてまちのあらゆる場所に伝播するよう積極的な調整が行なわれる。あるいはボトムアップ方式では、子どもたち自身が身のまわりで小問題を取り組みを開始し、まちのなかで認定権利、安全に移動する権利を主張することを通じて、それをまち全体に広げていく可能性が垣間見えることもある。ほとんどの場合、異なるアプローチの組み合わせが見られるのが通例である。

まちづくりのプロセスは、子どもにやさしいまちに関する他の取り組みから発展することもある。それらを組み合わせることで始まる場合もある。子どもにやさしい研究や学校、子どもたちに安心な水と衛生的環境を保障するための健康プロジェクトなどである。子どもたち自身や子どもたち主体の団体が、あるいはその他の行政組織や人権機関—子どもオンプレミジン—がキャンペーンを開催するという場合もある。……

子どもにやさしいまちづくりのプロセスは、地方自治の場で子どもの権利活動を実施していくことを前提である。そこで必要とされる多くの要素には次のようなものがある。

①子ども最初：自分たちに影響を及ぼすすべての権利を尊重すること、子どもの権利活動プロセスで子どもたちの意見に耳を傾け、それを考慮に入れる。

②子どもにやさしい法的枠組み：すべての子どもの権利を一貫して促進・保護する立場、規則の枠組みおよび手続を確立すること。

③まち全体の子どもの権利戦略：子どもにやさしいまちづくりのための戦略は一つ概括的な戦略ないし戦略文書を、専門にもとづいて策定すること。

④子どもの権利認可または調査のしくみ：子どもの現在が優先的に考慮されるようにするために恒久的体制を地方自治体のなかで確立させていくこと。

⑤事前の子ども影響評価：法律・政策・実施が子どもたちに与える影響を、事前に、実施中におよび実施後に評価するための制度的フレームを確立すること。

⑥子ども委員会：子どものための十分な費用配分と予算分析を確保すること。

⑦定期的な会議体子ども委員会：子どもたちおよび子どもの権利の状況に関する十分なモニタリングとデータ収集を確保すること。

⑧子どもの権利の実現：計画を実現するための手段を確保すること。

⑨強化した子どもアドボカシー：子どもの権利を促進するため、行政や組織の支援、独立の人権機関—子どもオンプレミジンや子どもコミッショナー—の役割を認めること。……

まちづくりに子どもたちの権利活動を導くことがいかに重要なかつ本筋であるかを認識することは、子どもにやさしい法的枠組みへの根柢的自信を得るうえで大きな影響力を發揮しうる。そしてそれをもっとも実証しやすいのは、地域レベルないし最小行政区画レベルである。厚生施設の開発に子どもたちの意見を得ること、住居の整備、上水・下水道整備事業、交通・運輸計画などで子どもにやさしい設計を採用すること、学校ではカリキュラムや授業について子どもたちと話し合うことなどを考えられる。

子どもたち自身に意味のある形で参加してもらうことは、子どもにやさしいまちづくりの必要条件である。子ども

たまには、意見表明における意見を聽かれ、その意見を正直に受け取られる権利がある。もちろん、子どもの参加・意見表明のあり方については具体的な法規が必要である。子どもたちとの話し合いの体験を豊かに持つものとなる場合もあるし、うやうやしくせざるを得ない子どもは、その権利やニーズを効果的に代弁してくれる存在を必要とする。しかし、このようなプロセスだけでは十分ではないし、このプロセスそのものが目的ではない。それは子どもたちの権利が尊重される形で実現するための、子どもたちの立場を本当に尊重するための、手筋なのである。

子どもにやさしい立ちづくりの基盤

- 子どもにやさしい立ちづくりの基盤は、子どもの権利条約の精神である4つの原則である。
- ①個別の尊重（2条）——子どもにやさしいまちは、すべての子どもにやさしく、すべての子どもを包摂するまちである。したがって、権利へのアクセスについて個別を受けている子どもがいれば見つけだし、特別の注意を向けなければならぬ。問題は、多様多様な形や子どもたちに影響を及ぼす。路上で暮らしている子ども、障害のある子ども、民族的その他のマイノリティ集団の子ども、難いいる子どもなどがその対象となりやすい。
 - ②最適の手段（3条）——子どもにやさしいまちは、「子どもに関するあらゆる行動において」子どもの最高利益が第一義的に考慮されることが確保される。子ども最優先の原則、何事においても子どもを第一に考えることは、子どもにやさしいまちの最大の特徴である。自ら体の行動の仕とんどは子どもたちに直接関係の影響を及ぼすので、行動権限は持つ、レベルを問わず、現行の状況や新たな状況が子どもたちに及ぼす影響について意識・考慮していくなければならない。
 - ③生れおよび最大限の発達に対するすべての子どもの権利（6条）——子どもにやさしいまちは、子ども時代にとって、いま生きている子どもの生前にとて重要な条件を用意することにより、すべての子どもの生存・発達を最大限に助長する。そして最終的に「発達」とは、子どもの身体的・精神的・知的・道徳的・心理的・社会的発達のことである。
 - ④子どもの声に耳を傾け、その意見を尊重すること（13条）——子どもにやさしいまちは、子どもは見守らねばならぬではなく耳を傾けられる存在でもある。そこでは、市民として、生た権利を有する者としての子どもの権利的基盤が強調される。こうして、行政で、身のまわりの地域で、学校で、そして家庭で「自己に影響を与えるあらゆる事柄」について意見を表明する自由が保障され、その意見が眞剣に考慮されるのである。子どもにやさしいまちづくりのプロセスでは、権利的な、権威な情報を有する参加者としての子どもたちの意見が聞かれなければならぬ。

（平野裕二郎）

【エッセイ・イノチエンティ研究センターは、ユニセフの健康研究能力を強化し、世界中の子どもたちの権利認識を支援するため、1998年にイタリアのフィレンツェに設立された。研究課題は、エッセイの取り組み「子どもにやさしいまち」の中心的な要素を踏まえていた。】

<資料3> 子ども条例

*宮城県内および近隣の自治体における条例

○遠野市わらすっこ条例

平成21年3月23日 条例第11号

わらすっこ(以下「子ども」といいます。)の皆さん

子どもは、生まれながらにして一人ひとりが生きがいを個性や能力や夢をもつたかけがえのない存在です。一人の人として権利が尊重され、責任ある社会の一員として周りの人に大切にされ、愛され、信頼される存在です。子どもは、生きがいの人、自然、そして文化との連携を関わりの中で、その権利が保障され、安心して健やかに成長していくことができます。

その一方で子どもは、自分の権利について学び、気づき、身につけていく中で、他の人の権利を大切にし、お互いに権利を尊重し合える力をつけていき、自分や他の人の命の尊さを知ることができます。

おとなの方々

おとなは、真に子どもの観点を大切にするとともに、子どもにとって最優先の方針は何かを常に考え、育ちを見守り、寄り添い、支えていく責務を負っています。おとなは、そのような責務とそれぞれの役割を認識し、子どもから信頼される存在であるように、お互いに連携し、協働することができるように支援されます。

市民の方々

子どもは遠野の宝であり、希望です。市はこの認識のもと、子どもの権利が尊重され、皆でかな育ちを支援するまちであることを明らかにし、この「遠野市わらすっこ条例」を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約を基にして、子どもの権利を守り、子どもの成長を支援するしくみなどについて定めます。これにより、市が、子どもの最優の利益を第一に考えながら、子どもの権利を保障することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と同じように子どもの権利を持つことがふさわしいと認められる人も含みます。

第2章 子どもの権利

(子どもの権利の保障)

第3条 この章に定める権利は、子どもにとって特に大切な権利として保障されます。

(安全に安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安全に安心して生きるために、生として次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 命が守られ、安全な環境で安心して生きること。
- (2) かけがえのない存在として愛情と理解をもって育まれること。
- (3) 健康な生活が守られ、適切な医療が受けられること。
- (4) 感情、暴力、いじめなどを受けないこと。
- (5) あらゆる差別を受けないこと。
- (6) 性的・不適なあつかいを受けないこと。
- (7) 幸福及び発達にふさわしい生活ができること。

(豊かに育つ権利)

第 5 条 子どもは、豊かに育つために、主として次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 遊んだり、休んだり、のびのび育つこと。
- (2) 個性が認められ、人権が尊重されること。
- (3) 年齢及び発達に応じて学ぶこと。
- (4) さあざまな人、自然とのふれあい及び多様な文化の中で、楽に生きること。
- (5) 社会との繋わりの中で他の人と共に生き、自己していくこと。
- (6) 基本的生活習慣及び社会性を身につけること。

(自分が守られる権利)

第 6 条 子どもは、自分が守られるために、主として次に掲げる権利が保障されます。

- (1) プライバシー及び名譽が守られること。
- (2) 情報され、自分の意思や考え方等が尊重されること。
- (3) 自分の夢や希望を自由に持ち、表明し、行動できること。
- (4) 自分の持っている力を發揮できること。

(参加する権利)

第 7 条 子どもは、自分たちに関わることについて参加するため、その年齢及び発達に応じ、主として次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 自分の意見を出すことができ、その意見が尊重されること。
- (2) 自分たちに関わることを決めるについて、自分たちの意見が反映されること。
- (3) 意見を出すために、必要な情報の提供及び支援が受けられること。
- (4) 仲間をつくり、仲間と楽うこと。

第 3 章 子どもの権利を保障する責務

(保護の責務)

- 第 8 条 保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者及び市は、子どもの権利を保障するため、相互に連携し、及び協働するとともに、次に掲げる支援を行うよう努めなければなりません。
- (1) 子どもが他の人の権利を尊重し、責任ある社会の一員として育つために必要な支援
 - (2) 保護者が子どもの権利及び発達に関する第一義的な責任を果たすために必要な支援
 - (3) 子どものよきを見つけて褒めることで、子どもが自信及び誇りを持ち、自分を見つめ、生きる力を養うために必要な支援

(保護者の責務)

- 第 9 条 保護者は、子どもの権利やかな成長及び権利の保障にとって家庭が果たす役割を認識するとともに、その第一義的な責任を有することを自覚し、子どもを守り育てなければなりません。

2 保護者は、子どもに愛情を持って接し、子どもを虐待せず、子どもが基本的な生活習慣、社会規範及び道徳観を身に付けることができるよう努めなければなりません。

3 保護者は、子どもにとっての最適の方針を考え、子どもの年齢及び発達に応じた養育に努めなければなりません。

(地域住民等の責務)

- 第 10 条 地域住民等は、地域のさあざまな人、自然及び文化との繋わりの中で、子どもの豊かな人間性が育まれることを認識し、子どもが穏やかに育つよう子どもの支援に努めなければなりません。

2 地域住民等は、虐待、暴力、犯罪などから子どもを守るために、安全で安心な地域づくりに努めなければなりません。

3 地域住民等は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもとともに地域活動を行うよう努めなければなりません。

(学校等関係者の責務)

第 11 条 学校等関係者は、子どもが主体的に育ち、及び学ぶ環境づくりに努めなければなりません。

2 学校等関係者は、子どもの身辺にいるおとなであることを自覚し、虐待、体罰、いじめなどから子どもを守るために、関係者及び関係機関と連携し対応にあたるよう努めなければなりません。

3 学校等関係者は、関係者及び関係機関と連携を図りながら、不登校などについて個別に対応に努めなければなりません。

4 学校等関係者は、子どもの育ち及び学びに関する情報の提供に努めるとともに、監視責任を果たすよう努めなければなりません。

5 学校等関係者は、子どもが子どもの権利について理解し、意見を表明する機会を開け、又は支援に努めなければなりません。

(事業者の責務)

第 12 条 事業者は、子どもの育ちに与える影響の大きさを認識した事業活動を行うとともに、若年層の就労支援、事業員に対する人材育成及び社会人としての教育に努めなければなりません。

2 事業者は、子育て期の従業員が仕事と子育てを両立できるよう職場環境づくりに努めなければなりません。

3 事業者は、子育て期の従業員が、その子どもと十分触れ合うことができる環境づくりに配慮するとともに、学校等が行う職場体験学習など、子どもの育成に関する活動に協力するよう努めなければなりません。

(市の責務)

第 13 条 市は、子どもの権利を保障するため、子どもにとっての最善の方法を考え、子どもに関する取組を推進しなければなりません。

2 市は、子どもの権利を保障し、子どもを支援するため、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を全うするよう、保健、福祉、医療、教育その他のあらゆる分野において、必要な支援及び総合調整を図らなければなりません。

3 市は、国、県及び子どもに關わる関係機関と相互に連携し、及び協働しなければなりません。

4 市は、子どもに関する取組を実施するため、財政上の措置その他の必要な措置を講じなければなりません。

第 4 章 子どもに関する基本的な市の取組

(子どもの権利の普及)

第 14 条 市は、この条例及び子どもの権利について、市民の関心及び理解を深めるため、分かりやすく広めるなど、広報活動を行います。

(虐待、体罰、いじめなどの防止及び撤消)

第 15 条 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び関係機関と連携し、及び協働し、虐待、体罰、いじめなどの防止、相談及び撤消のために必要な措置を講じます。

(子どもの育ちの支援)

第 16 条 市は、子どもの発達やかな育ちを支援するため、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、次に掲げる取組を行うよう努めます。

(1) 子どもが安全に安心して過ごすことができるための環境づくりを進めること。

(D) 子どもが自然及び地域社会とのふれあいの中で豊かに育つことができるための遊び及び体験の場づくりを認めること。

(E) 子どもが社会に認められ、他の人と共生し、責任ある社会の一員として自立できるよう支援すること。

（子どもの夢実現活動の促進）

第 17 条 市は、子どもの主体性を大切にしながら、社会参加などの発達が図られるよう必要な支援を行います。

（子育て家庭の支援）

第 18 条 市は、保護者が子どもを育てるにあたり、必要に応じて継続的、社会的支援を行うとともに、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、実権体制の充実に努めます。

2 市は、子育てに関して困難を抱えている家庭の支援に努めるとともに、その状況に配慮した支援を行います。

第 5 章 指導体制の整備

（指導計画の策定）

第 19 条 市は、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本となる計画（以下「指導計画」といいます。）を策定します。

3 市は、指導計画を策定するときは、この条例の趣旨に基づき、子どもを含めた市民から意見等を求める、その反映に努めます。

3 市は、指導計画を策定したときは、分かりやすく公表します。

（評価）

第 20 条 市は、指導計画に基づいて実施した取組の結果について評価します。

2 市は、前項の評価について、分かりやすく、適切に公表します。

（指導体制）

第 21 条 市は、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、総合的な指導体制を整備します。

第 6 章 推定

（委任）

第 22 条 この条例の施行に必要なことには、市長その他の執行機関が定めます。

附 则

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行します。

○石巻市子どもの権利に関する条例

平成21年3月26日 条例第4号

私たち大人は、子ども一人ひとりが生まれながらに持っている権利が、侵害されることなく、尊重やかな育つことを一番に願っています。

そのために、大人は、子どもの権利を尊重するとともに、全力を持ってその権利を保障しなければなりません。

子どもの皆さん。

大人は、あなたたち子どもの権利を最大限に尊重し、保障します。

子どもの皆さんも、生まれたときから持っている権利を大切にしてください。もし、持っている権利が侵害されそうになったときは、大人に相談してください。

自分にだけ権利があるわけではありません。すべての子どもには、平等に権利があることを分かってください。お互いを思いやりの気持ちが大切です。

そして、権利と同じように義務や責任の大切さについても分かってください。お互いに義務や責任を果たすことにより、お互いの権利を守ることができます。

石巻市は、国際連合総会において全会一致で採択された「児童の権利に関する条約」の精神に基づき、子どもの権利が尊重され、そして保障されるまちであることを明らかにし、ここに「石巻市子どもの権利に関する条例」を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、すべての子どもを一人の人間として認め、生まれながらに持っている子どもの権利を尊重するとともに、保障し、もって子どもの幸せと尊重やかな成長に寄与することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の人及びこれと同等の権利を持つと認められる人をいいます。

（基本理念）

第3条 子どもは、子ども本人、子どもの保護者等の人権、性別、国籍、言語、宗教、種族の差別その他の理由によりいかなる差別も受けながってはなりません。

1 子どもは、次の世代を担う大切な地域の宝であり、地域で守り、育てていかなければなりません。

2 子どもを、虐待及びいじめによる危険から守らなければなりません。

3 子どもの意見は、最大限に尊重されなければなりません。

4 子どもが自らの権利を尊重するとともに、その権利を行使するに当たっては、他の人を想いやり、尊重することができるようにならなければなりません。

第2章 子どもにとっての大切な権利

（安全に安心して生きる権利）

第4条 子どもは、安全に安心して生きるために、次に掲げる権利が保障されます。

（1）命が守られ、大切にされること。

（2）あらゆる差別を受けないこと。

（3）虐待（身体的・心理的・性的・育児放棄）、暴力、いじめ等を受けないこと。

（4）放置されないこと。

(自分らしく育つ権利)

第 9 条 子どもは、自分らしく育つために、年齢や成長に応じて、次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 個人の考え方、個性が認められること。
- (2) 情じることが侵害されないこと。

(自分を守り、守られる権利)

第 10 条 子どもは、自分を守り、守られるために、次に掲げる権利が保障されます。

- (1) あらゆる権利の侵害から逃れられること。
- (2) 成長が阻害される状況から保護されること。
- (3) 隠密が守られ、隠りを傷つけられること。
- (4) 子どもであることを持って不当な扱いを受けないこと。

(社会へ参加する権利)

第 11 条 子どもは、自ら社会に参加するために、次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 自己表現や意見の表明ができるとともに、尊重されること。
- (2) 協議をつくら、協議と協うこと。
- (3) 社会に参加し、意見を生かされる機会があること。
- (4) 社会参加に際して、適切な支援を受けられること。

(適切な支援を受ける権利)

第 12 条 子どもは、困難の度合い、障害のあることその他の子どもの置かれた状況に応じて、必要な支援を受けることができます。

第 2 章 地域の施策等

(市の実務)

- 第 13 条 市は、あらゆる施策を通じて、子どもの権利が保障されるように努めなければなりません。

- 1 市は、子どもに関する施策の実施に当たっては、子どもの権利に關係する権利と連携しなければなりません。
- 2 市は、子どもに関する施策、事業及び地域におけるさまざまな取組について、子どもの意見が反映され、参加ができるように努めなければなりません。
- 3 市は、子どもが悩みや困りごとを相談することができ、保護者が子どもを育てることに協して相談し、支援を受けることができる環境の整備に努めなければなりません。
- 4 市は、子どもの権利に關係する権利と連携し、子どもを権利の侵害から救済しなければなりません。

(保護者の実務)

第 14 条 保護者は、養育する子どもについて、第一に責任を負うべき存在であることを自覚し、子どもの権利を尊重しなければなりません。

(市民の実務)

- 第 15 条 市民は、あらゆる生活の場面において、子どもに誠心を持って見守り、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

- 2 市民は、市が実施する子どもの権利に関する施策に協力しなければなりません。

(事業者の実務)

第 16 条 事業者は、その事業活動において子どもの権利を尊重するとともに、その事業所で働く従業者が、保護者や市民として、子どもの権利を尊重し、保障できるように努めなければなりません。

第4章 石巻市子どもの権利推進委員会

(推進委員会の設置等)

- 第13条 子どもの権利に関する施策の充実を図り、もって子どもの権利の保障を推進するため、石巻市子どもの権利推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を設置します。
- 2 推進委員会は、子どもの権利に関する事項について審議し、必要に応じて市に報告を求めることがあります。
- 3 推進委員会は、子どもの権利に関する事項について必要があると認めた場合は、市に対して提言することができます。

(組織)

- 第14条 推進委員会は、委員13人以内をもって組織します。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱します。
- (1) 人権擁護に関する団体に所属する者
 - (2) 福祉に関する団体に所属する者
 - (3) 教育に関する団体に所属する者
 - (4) 学識勧懇会を有する者
 - (5) 市長等に掲げる者のほか、市長が選出と認める者
- 3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の兼任期間とします。
- 4 委員は、再任されることがあります。

(会長及び副会長)

- 第15条 推進委員会は、会長及び副会長を置き、委員の互選により定めます。
- 2 会長は、推進委員会委代を除し、会務を統理します。
- 3 副会長は、会長を補助し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行します。

(会議)

- 第16条 推進委員会の会議は、会長が召集し、会長がその議長となります。
- 2 推進委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができません。
- 3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

(推進委員会の運営に関する委任)

- 第17条 この条例に定めるもののほか、推進委員会の運営に關し必要な事項は、会長が推進委員会に附帯して定めます。

第5章 裁則

(委任)

- 第18条 この条例の施行に關し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 则

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- (最初の推進委員会の会議の招集)
- 2 委員が委嘱された後、最初に召集すべき会議は、第16条第1項の規定にかかわらず、市長が召集する。
- (以下、略)

○奥州市子どもの権利に関する条例

2011(平成23)年12月18日可決 2012(平成24)年4月1日施行

子どもは、奥州市の宝であり、希望です。

人は、无论で生まれながらにして幸せに生きる権利を育っています。

しかし、世界では、貧困、飢餓、虐待等の深刻な状況に置かれている子どもがたくさんいます。このような子どもたちを救うため、国際連合では児童の権利に関する条約が採択されました。

我が国においてもこの条約を採択していますが、いじめ、体罰、虐待、子どもが当事者となる事件の多発、不適切、根深化等子どもを取り巻く環境は、ますます悪化になってきています。

このことは、奥州市においても例外ではなく、行政、家庭、地域、企業が連携し、社会全体で子どもたちを支援する体制づくりが必要です。

子どもの皆さん

皆さんは、自分で判断することができ、みんなとともに生きることができるやさしい人と働きを持ち、自分を大切にする中で、他の人を思いやり、お互いを尊重し合える力をつけていくことが大事です。

私たちは、全ての子どもが、自分の持てる力を発揮して、いきいきと自分の可能性を追求し、幸せな人生を送る二通りできるよう、子どもの権利を保障し、支援するまもづく年に取り組むため、この条例を制定します。

第1章 概則

(目的)

第1条 この条例は、全ての子どもがいきいきと育ち、伸びやかにたくましく育ち、幸せな人生を送るため、子どもの権利を保障することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、「子ども」とは、満18歳未満の者をいいます。

2 この条例において、「子どもが育む・学ぶ過程」とは、子どもが育ったために利用する全ての過程をいいます。

第2章 一人の人間として持っている子どもの権利

(子どもの権利の保障)

第3条 この章に規定する権利は、子どもが人間として持っている特に大切な権利（以下「子どもの権利」という。）として保障されなければなりません。

(安全に安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安全に、かつ、安心して生きるために権利として、主に次の権利が保障されます。

- (1) 健康な状態に保たれること。
- (2) 愛情を持って育てられること。
- (3) あらゆる差別を受けないこと。
- (4) 虐待、暴力、いじめ等を受けないこと。
- (5) 健康に配慮され、適度な運動の機会が受けられること。
- (6) 特別に不利益を受けないこと。

(のびのびとこころ豊かに育つ権利)

第5条 子どもは、のびのびとこころ豊かに育つための権利として、主に次の権利が保障されます。

- (1) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (2) 遊んだり、休んだり、のびのびと育つこと。
- (3) 学ぶこと。
- (4) さまざまな人との関わりや自然とのふれあいの中で、楽しく生きること。
- (5) 自分に対することを主体的に決めること。
- (6) 基本的生存権保護及び社会性を身につけること。

(自分を守り、自分が守られる権利)

第6条 子どもは、自分を守り、自分が守られるための権利として、常に身に抱けることが保障されます。

- (1) 自分の夢や希望を自由に持つ、説明し、行動すること。

- (2) 自分の持っている力を発揮すること。

- (3) プライバシー及び私物が守られること。

- (4) 侵害され、自分の意思や考えが尊重されること。

(意見を述べ、参加する権利)

第7条 子どもは、自分たちに關わることについて意見を述べ、活動するための権利として、その年齢及び発達に応じ、常に身に抱えることが保障されます。

- (1) 自分の意見を述べることができ、その意見が尊重されること。

- (2) 自分たちに關わることを決めることについて、自分たちの意見が反映されること。

- (3) 意見を述べるために、必要な情報の提供及び支援が受けられること。

- (4) 仲間をつくり、仲間と協力すること。

(適切な支援を受ける権利)

第8条 子どもは、困難の度合い、障がいへの有効性にあわせて、必要に応じて適切な支援を受ける権利が保障されます。

第3章 子どもの権利を保障する実際

(保護者の責務)

第9条 保護者、子どもが育ち・学ぶ施設の管理者、地域住民、事業者及び団体は、子どもの権利を保障するため、相互に連携し、協働するとともに、常に身に抱える支援を行うよう努めなければなりません。

- (1) 子どもが他の人の権利を尊重し、責任ある社会の一員として育つために必要なこと。

- (2) 保護者が子どもの養育及び発達に關する一般的な責任を果たすために必要なこと。

- (3) 子どもの生きを育つことで育めることで、子どもが自信及び勝手を持ち、自分を見つめ、生きる力を養うために必要なこと。

- (4) 特別な支援が必要な子どもに配慮し、その子どもが持っている力を發揮するために必要なこと。

(児童者の責務)

第10条 保護者は、子どもの権利を守る役割の保障にとって家庭が果たす役割を認識するとともに、その一般的な責任を負することを自覚し、子どもを守り育てなければなりません。

2 保護者は、子どもに愛情を持って接し、子どもを虐待せず、子どもが基本的な生活習慣、社会規範及び道徳感覚等に付けることができるよう努めなければなりません。

3 保護者は、子どもと共に育ち合う中で、子どもが自ら学び、自ら考え、自らを変えていく力など、育つ力を蓄え、開拓していくことができるよう努めなければなりません。

(子どもが育ち・学ぶ施設の管理者の責務)

第11条 子どもが育ち・学ぶ施設の管理者は、子どもが主体的に育ち、学ぶことがきくよう、常に身に抱える環境を整備するよう努めなければなりません。

- (1) 子どもを権利の主体としてとらえ、子どもの立場に立った子どもが育ち・学ぶ施設の運営を図ること。

- (2) 健康、休息、休憩、いじめ等の防止のために、必要な措置を講じるとともに、子どもに關する個別援助等との連携を図ること。

- (3) 豊かな人間性及び创造性をはじめ、生きる力を子どもの心身の発達段階に応じて育んでいくこと。

(地域住民の責務)

第12条 地域住民は、地域の生きがいの人、自然及び文化との健わりの中で、子どもの豊かな人間性が育まれることを認識し、子どもが勝手に育つよう、子どもの支援に努めなければなりません。

- 2 地域住民は、虐待、暴力、差別等から子どもを守るために、安全で安心な地域づくりに努めなければなりません。
- 3 地域住民は、子どもが地域社会の一員として、自立的かつ主体的に活動できるよう、必要な支援に努めなければなりません。

(事業者の責任)

第3条 事業者は、子どもの権ややかまちを実現するため、その社会的影響力及び責任を認識した事業活動を行うとともに、社会的貢献に対する就労支援、人材育成及び社会人教育を行うよう努めなければなりません。

- 2 事業者は、子育て期の従業員が仕事と子育てを両立できるよう、職場づくりに努めなければなりません。

- 3 事業者は、子育て期の従業員がその子どもと十分触れ合うことができる環境づくりに配慮するとともに、学校等が行う職場体験活動など、子どもの資本に関する行動に協力するよう努めなければなりません。

(市の責務)

第4条 市は、子どもの権利を保障するため、子どもにとっての最善の方針を考え、子どもに関する取組を推進しなければなりません。

- 2 市は、子どもの権利を保障し、子どもを実現するため、保護者、子どもが育む・学ぶ施設の関係者、地域住民及び事業者がそれらの責務を全うするよう、保健、福祉、医療、教育その他のあらゆる分野において、必要な支援及び総合調整を図らなければなりません。

- 3 市は、国、県及び子どもに関する関係機関と連携し、協働しなければなりません。

- 4 市は、子どもに関する取組を実施するため、財政上の措置その他必要な措置を講じなければなりません。

第4章 子どもに関する基本的な市の取組

(子どもの権利の促進)

第5条 市は、この条例及び子どもの権利について、市民の関心及び理解を深めるため、分かりやすく伝えるなど、広報活動を行います。

(虐待、体罰、いじめ等の防止のために必要な取組)

第6条 市は、保護者、子どもが育む・学ぶ施設の関係者、地域住民及び子どもに関する関係機関と連携し、虐待、体罰、いじめ等の防止のために必要な取組を講じます。

(子どもの育ちの実態)

第7条 市は、子どもの権ややかまちを実現するため、保護者、子どもが育む・学ぶ施設の関係者、地域住民及び事業者と連携及び協働をし、市に掲げる取組を行うよう努めます。

- (1) 子どもが健やかで安全に、かわい、安心して過ごすことができる職場づくりを進めること。

- (2) 子どもが自己活性化や地域社会とのふれあいの中で、ここに生じて育つことができるための遊び及び休憩の場づくりを進めること。

- (3) 子どもが社会に認められ、他の人と共生し、責任ある社会の一員として自立できるよう支援すること。

(子どもの健康問題の対策)

第8条 市は、子どもの生活様式を大切にしながら、社会参加等の活動が認られるよう必要な支援を行います。

(子育て援助の支援)

第9条 市は、保護者が子育てするに当たり、必要に応じて精神的及び社会的支援を行うとともに、保護者、子どもが育む・学ぶ施設の関係者、地域住民及び事業者と連携及び協働をし、支援体制の充実に努めます。

- 2 市は、子育てに關して困難を抱えている家庭の把握に努めるとともに、その状況に配慮した支援を行います。

(被虐待者の対応等)

第10条 市は、この条例を総合的かつ個別的に推進するため、市に掲げる取組を行うための指針を策定します。

- (1) 子どもの権利に関する情報の発信及び啓発

- (2) 子どもの権利に関する学習の機会の確保

- (3) 子どもの健やかでいる環境を整備するための取組

- (4) 第3条に掲げるもののほか、子どもの権利を保障するための取組

- 2 市は、推進計画を策定しようとするときは、子どもを含めた市民から意見等を求めて、その反映に努めます。

3 市は、推進計画を策定したときは、公表します。

第5章 鳥取市子どもの権利監視委員会

(設置等)

第21条 本則に規定する推進計画について調査及び審議を行うため、鳥取市子どもの権利監視委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

2 委員会は、前項に定めるもののほか、この条例の趣旨に關し必要な事項について、市民に対し意見を述べることができます。

(構成)

第22条 委員会は、委員11人以内をもって組織し、委員は、人権、福祉、教育等の子どもに関する分野において学識経験を有する者、会議による者及び中学生以上の子どもを含む市町のうちから市民が選出します。

2 委員の任期は、2年以内とし、再任を許可しません。ただし、委員が次けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(会長)

第23条 委員会に会長を置き、委員の代表とします。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となります。

(会議)

第24条 委員会は、市長が招集します。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことはできません。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、否否同論のときは、議長の決するところによります。

第6章 委任

第25条 この条例の施行に關し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行します。

[参考] 最新条例：松本市子どもの権利に関する条例

2013(平成25)年3月31日制定 4月1日施行

前文

われたしたちは、「すべての子どもにやさしいまち」を目指します。

- 1 どの子もいのちと健康が守られ、本業もつて生きる力をもつながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子も愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- 3 どの子も日本の優かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子も地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子も自由に学び、そのための習性が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子もいろいろなことに挑戦し、例え失敗しても再挑戦できるまち

子どもの権利は、子どもが成長するために大切なことのできない大切なものです。

日本は、世界の国々と子どもの権利に関する約定を結び、子どもがあらゆる権利を受けることなく、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考へ、安心して生き、思いや想いや尊厳されるなど、子どもにとって大切な権利を保障することを約定しています。

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重されるべきがまのない存在です。子どもは、你ちゃんのときから想いを表現し、生きる力をもっています。子どもは、隠れまい、困難、他界などに心配わらず、また、貧困、病気、不登校などどんな困難な状況にあっても、奪い空港として大切にされます。

子どもは、一人ひとりの想いを「自分らしさ」として認められ、虐待やいじめ、貧困などから守られ、いのちを育み健やかに成長していくことができます。また、子どもは、感じたこと、考えたことを自由に表現することができます。自分でかかわるさまざまな場に表現することができます。

子どもは、自分の権利が大切にされるなかで、他の人の権利も尊重。自己のいのちを尊び、子どもどうし、子どもとおとなとのいのち人間関係をつくることができます。

おとなは、子どもの想いを受け止め、子どもの声に耳を傾け、子どもの成長と向き合います。おとなは、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いに力を合わせ、子どもの育ちを支援します。そして、おとなも、家庭や学校、地域などで子どもと共に歩むことができるよう支援されます。

松本には、四季折々の豊かで美しい自然と子どもの育ちを支える地域のつながりがあり、ふるさと松本を愛する人たちがいます。そんな松本で、子どもの権利を保障し、すべての子どもにやさしいまちづくりを目指して、日本国憲法及び国際の権利に関する約定（以下「子どもの権利約定など」といいます。）の理念をふまえ、ここに松本市子どもの権利に関する条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条：この条例は、子どもの権利を守ることを実現し、子どもの権利を実現していくために、市町村との役割を明確化するとともに、子どもにかかるすべてのまちなかが連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的とします。

（範囲の意味）

第2条：この条例で「子ども」とは、松本市に住んでいたり、学んでいたり、活動をしたりしている18歳未満の人がいきます。ただし、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人も含みます。

2 この条例で「育む学校施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第1号～4号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校その他の子どもが育む、学び、活動するための利用する施設

をうながします。

2 この条例で「保護者」とは、園や児童福祉法に定める里親その他の親に代わり子どもを養育する人をいいます。

(市やおとなとの役割)

- 第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通してその権利の保障に努めます。
- 2 保護者は、家庭が子どもの人格形成や健全な成長の基礎となる大切な場であること、そして子育てに第一に責任を負うことを認識し、年齢や状況に応じた支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。
- 3 育ち学ぶ施設の教職者、管理者や職員（以下「育ち学ぶ施設関係者」といいます。）は、子どもが施設が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもが主体的に考え方、学び、活動することができるよう実践を行い、子どもの権利の保障に努めます。
- 4 市長は、地域が子どもの健やかな成長であることを認識し、子どもの健やかな成長を実践するよう努め、子どもの権利の保障に努めます。
- 5 市、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者（以下「市など」といいます。）は、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、お互いに連携、協働して子どもの育ちを支援します。
- 6 市は、園、保育所その他の地方公共団体などと協力して子どもに関する施策を実施するとともに、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者がその役割を果たせるよう必要な実績に努めます。

第二章 子どもにとって大切なる権利と実現

(大切なる権利)

- 第4条 子どもは、子どもの権利締約国に定められている権利が保障されます。市などは、子どもが成長していくため、特にあり難い権利を大切にしていきます。
- (1) オリガムのない自分が大切で尊い存在であることを認識でき、主体的に成長していくことができるよう実現されること。
- (2) 平和や安全が確保されるなかで、あらゆる面倒や虐待、いじめなどを受けずに安心して成長していくことができる。
- (3) 自分の考え方や意見が受けとめられ、年齢や状況に応じて尊重され、自分らしく生きていけること。
- (4) 遊びや学びの実績を通して仲間や人間関係づくりができる。また、適切な情報収集などの実績を受けて社会に参加することができる。
- 2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重します。

(子どもの権利の普及と学習への実現)

- 第5条 市は、子どもの権利について、子どもにもわかりやすくその徴象に努めます。
- 2 市は、育ち学ぶ施設や家庭、地域などにおいて、子どもが権利を学び、自分と他人の権利を尊重しあうことができるよう、必要な実績に努めます。
- 3 市は、育ち学ぶ施設関係者その他の子どもにかかる仕事や事業をするうえで関係のある人に対して、子どもの権利についての理解を深めることができるよう、研修の機会の提供などに努めます。
- 4 市は、市民が子どもの権利について学び、理解することができるよう必要な実績に努めます。

(子どもの権利の日)

- 第6条 市は、子どもの権利について、子どもをはじめ市民の関心を高めるため、松本市子どもの権利の日（以下「権利の日」といいます。）を設けます。
- 2 権利の日は、11月29日とします。
- 3 市は、権利の日にふさわしい事業を市民と連携し、実施して実現します。

第3章 子どもの生息の場での権利の保障と子ども支援者の支援

(子どもの安心と安全)

- 第7条 子どもは、あらゆる形態の虐待、いじめなどを受けることなく、いのちが守られ、平和で安全な環境のもとで、安心して生きる権利が尊重されます。
- 2 市などは、子どもの想いを受け止め、相談に応じ、これにこたえ、子どもが安心できる生活環境を守るように努めます。
 - 3 市などは、適切し、協働して施設や虐待、いじめなどの早期発見、適切な取扱、保護のための支援に努めます。

(家庭における権利の保障と支援)

- 第8条 保護者は、家庭において安心して子育てをし、子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。
- 2 市は、保護者がその役割を認識し、安心して子育てをすることができるよう必要な支援に努めます。
 - 3 育ち学ぶ施設関係者や市は、保護者が家庭において安心して子育てができるようお互いに連携、協働して支援するよう努めます。

(育ち学ぶ施設における権利の保障と支援)

- 第9条 育ち学ぶ施設の管理者や収容者は、育ち学ぶ施設において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。
- 2 市、育ち学ぶ施設の管理者や収容者は、その役割を認識し、施設の職員が適切な子ども支援ができるよう必要な支援に努めます。
 - 3 育ち学ぶ施設の担当者や管理者は、保護者や市に対し、育ち学ぶ施設の運営などの情報提供を行い、お互いに連携、協働して施設を運営するよう努めます。

(地域における権利の保障と支援)

- 第10条 市長は、地域において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。
- 2 市長、事業者、市は、その役割を認識し、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごすことができる地域づくりに努めます。
 - 3 市は、市民が子どもの権利を保障するための活動に対して必要な支援に努めます。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(意見表明や参加の促進)

- 第11条 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自分の考えや意見を表明し、参加する機会やしくみを設けるよう努めます。
- 2 市は、子どもが表明する施設の問題や意見などには子どもにかかわることがないことを強調するときは、子どもが考え方や意見を自由に表明したり、表現したりすることができるよう必要な支援に努めます。
 - 3 育ち学ぶ施設関係者や市は、子どもが施設の運営または地域での活動などについて考え方や意見を表明し、参加できるよう機会の提供に努めるとともに、子どもの視点を大切にした主体的な活動を実践します。
 - 4 市などは、子どもの意見表明や参加を促進するため、子どもの考え方や意見を尊重するとともに子どもの主体的活動を支援するよう努めます。

(情報の提供)

- 第12条 市や育ち学ぶ施設関係者は、子どもの意見表明や参加の促進を図るために、市の子ども施設や育ち学ぶ施設の活動などについて、子どもが理解を深められるよう子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供に努めます。

(子どもの活動)

第13条 市などは、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、活動したり文化にふれたりしていくために必要な環境づくりの複数に努めます。

(環境の保護)

第14条 市などは、豊かで美しい自然が子どもの資本を実現るために大切であることを認識し、子どもと共にその環境を守り育てるよう努めます。

2 市などは、災害から子どもを守るために、日頃から防災や減災に努めるとともに、子どもが自分を守る力をつけることができるよう支援します。

第5章 子どもの相談・救援

(相談と救援)

第15条 子どもは、個別や集団、いじめその他の権利侵害を受けたとき、または受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救援を受けることができます。

2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救援について、開設機関等と共に連携し、協働するとともに、子どもとその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めます。

(子どもの権利擁護委員)

第16条 市は、子どもの権利侵害に対して、適切で効率的な救済に取り組み、相談を支援するために、恵本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を置きます。

2 拥護委員の定数は、3人以内とします。

3 拥護委員は、子どもの権利に関する相談や援助がある人のなかから、市長が選択します。

4 拥護委員の任期は、2年とします。なお、現次の擁護委員の任期は、前任者の権利の期限とします。ただし、再任を続けるものではありません。

5 市は、擁護委員の職務を執行するため、副委員長を置きます。

(擁護委員の職務)

第17条 拥護委員の職務は、次のとおりとします。

- 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、救済や支援を行うこと。
- 子どもの権利の侵害における救済の仲介を受け、または必要があるときには自らの手頭で、子どもの救済や回復にむけて調査、開拓、勧告・是正要請、意見説明を行うこと。
- 前号の勧告・是正要請や意見説明を受けてとられた措置の報告を求める事。

(公表)

第18条 拥護委員は、必要と認めるときは、勧告・是正要請、意見説明、相談の報告を公表することができます。

2 拥護委員は、毎年その活動状況などを市民に報告するとともに、広く市民にも公表します。

(尊重と連携)

第19条 市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援します。

2 保護者、子ども家庭の関係者や団体は、擁護委員の活動に協力するよう努めます。

3 拥護委員は、子どもの権利侵害について、子どもの救済や回復のために開拓機関や関係者と連携し、協働します。

(他のなどの導入)

第20条 動向・監査報告や意見表明を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう求めます。

第4章 子ども施策の推進と検証

(施策の推進)

第21条 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利を尊重した施設を推進します。

2 市は、施設を推進するために必要な行動指針を策定します。

(推進計画)

第22条 市は、施設を推進するにあたり、子どもの状況を把握し、両方認識を共通にし、市などが選択、実施できるよう子どもに関する資料をまとめ、検討するとともに、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的にそして継続的に推進するため、子どもの権利に関する推進計画(以下「推進計画」といいます。)をつくります。

2 市は、推進計画をつくるときには、子どもをはじめ市民や、第23条に定める松本市子どもにやさしいまちづくり委員会の意見を聞きます。

3 市は、推進計画及びその施行状況について、広く市民に公表します。

(子どもにやさしいまちづくり委員会)

第23条 市は、子どもにやさしいまちづくりを総合的にそして継続的に推進するとともに、この条例による施設の実施状況を検証するため、松本市子どもにやさしいまちづくり委員会(以下「委員会」といいます。)を開きます。

2 委員会の委員は、15人以内とします。

3 委員は、人権、健康、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において学識のある者や有能な者から、市長が選挙します。

4 委員の任期は2年とします。なお、補欠の委員の任期は、前任者の残りの期間とします。ただし、再任を除くものではありません。

(委員会の職務)

第24条 委員会は、市長の諮問を受けて、または委員会の判断で、次のことについて調査や審議を行います。

(1) 推進計画に関する事。

(2) 子どもに関する施設の実施状況に関する事。

(3) その他子どもにやさしいまちづくりの権利に関する事。

2 委員会は、調査や審議を行うにあたって、必要に応じて子どもをはじめ市民から意見を求めることがあります。

(調査やその導入)

第25条 委員会は、調査や審議の結果を市長その他の機関に報告し、提出します。

2 市長その他の機関は、委員会からの報告や提出を尊重し、必要な措置をとります。

第7章 裁判

(裁判)

第26条 この条例で定めるもののが必要なことがらは、市民が別に定めます。